

「再度の入札」対象者の拡大について

令和3年10月20日
宮崎県県土整備部技術企画課

県が発注する建設工事及び建設関連業務等において、入札が不落となった場合に実施する「再度の入札」*について、発注の円滑化、効率化を図るため、参加できる対象者の拡大を行います。
*初回の入札の後直ちに行う入札

1 改正内容（「再度の入札」に参加できる者）

○現行の対象者 初回の入札の予定価格超過者

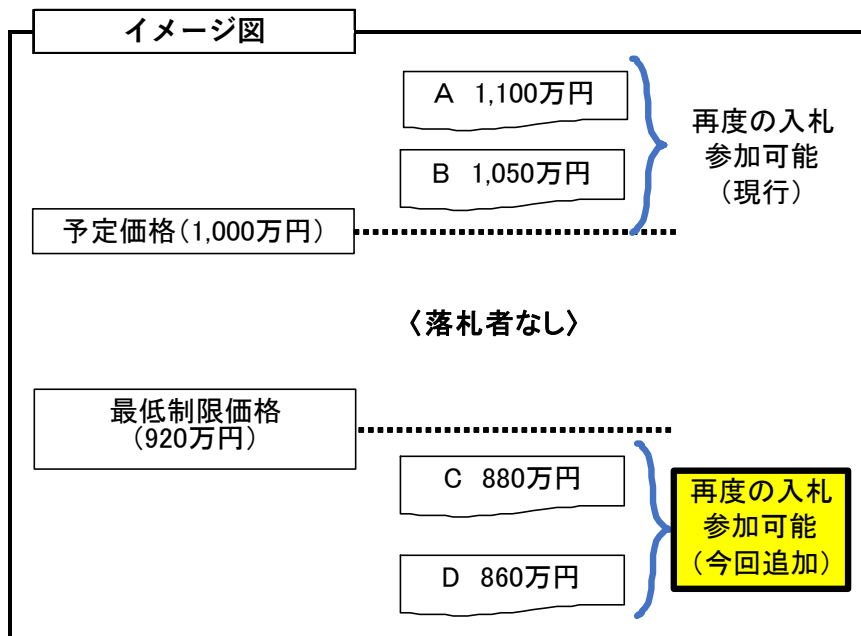
●改正後の対象者 初回の入札の予定価格超過者及び最低制限価格未滿者

（総合評価落札方式の低入札価格調査基準価格未滿者は対象外）

2 適用

令和2年4月1日以降、公告又は指名通知を行う入札から適用

（参考 再度の入札者のイメージ）



※再度の入札の最低制限価格の設定に使用するランダム値は当初の入札と同じ数値を使用する

「再度の入札」対象者の拡大に係るQ & A

技術企画課

(1) 取扱いについて

Q. 初回の入札において、全者が最低制限価格未満でも再度の入札を行うのか？

A. 行います。

Q. 再度の入札は、初回の入札に参加しなかった者は参加できないのか？

A. 参加できません。(初回の入札に参加した者のうち、「失格(低入調査辞退含)」「無効」を除く者が参加できます。)

Q. 今回の拡大は全ての入札方式が対象か？

A. 基本的に全ての入札方式が対象ですが、例えば総合評価等で適用している低入札価格調査制度で調査基準価格を下回った場合には、調査により「有効」「失格」「低入調査辞退」のいずれかの状況となり、調査基準価格未満の範囲に再度の入札対象者があることは想定できません。よって低入札価格調査制度の場合には、予定価格超過者のみが参加することとなります。

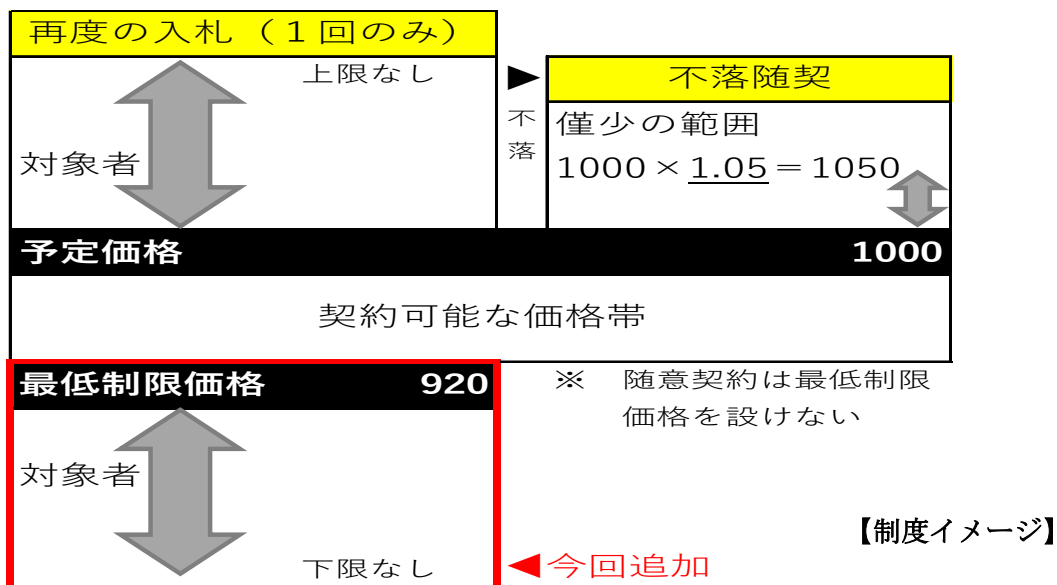
Q. 再度の入札を行った結果、全者最低制限未満となった場合は、不落となるのか？

A. 不落となります(不落随契※には移行しません)。

※再度の入札においても落札者がいない場合、予定価格の5%以内に応札した者がいれば、引き続き見積を徴取し、予定価格内の見積額となれば、随意契約するもの

Q. 不落随契の適用範囲も拡大するのか？(上記質問と関連)

A. 不落随契については、予定価格超過者が僅少の範囲にある場合のみ適用できます(これまでの運用と同じ)。



(2) 運用について

- Q. 再入札通知書には、最低制限価格未満の応札のうち、最高応札額が表示されることとなるのか？
- A. 再入札通知書には、これまでと同じく、入札書比較価格を上回る応札のうち最低応札額が、「最低の入札金額」として記載されます。最低制限価格未満の応札額については記載しません。
なお、全者が最低制限価格を下回る場合は金額が表示されません。